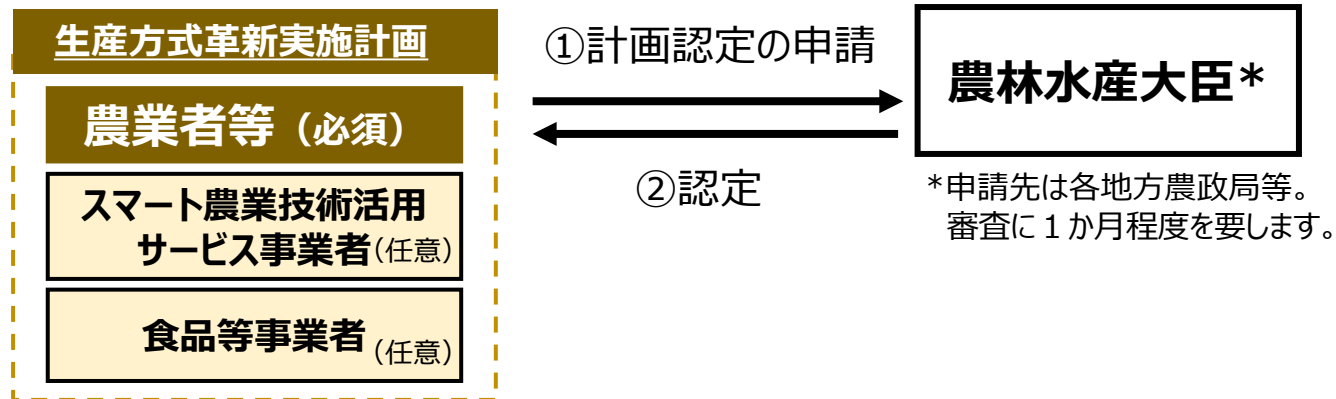


スマート農業技術活用促進法のご案内

スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定を受ければ、**園芸農家**が**補助事業**を活用して**機械の導入**や**加工施設の整備**等を行う場合に**有利**に進められます！



計画認定による予算上のメリット措置

7年度補正予算・8年度当初予算において、生産方式革新実施計画の認定を受けることによる**優遇措置**を設けています。

<主な対象事業>

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）【7年度補正】

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な集出荷施設の整備、機械導入を総合的に支援

<優遇措置の内容>

▶ **ポイント加算**

国産青果物安定供給体制構築事業（青果物流通合理化支援）【7年度補正】

サプライチェーンの強化に資する複数産地と実需者との連携を推進するため、集出荷データの連携等を支援

<優遇措置の内容>

▶ **ポイント加算**

その他、計画認定による法律上のメリット措置

- 日本政策金融公庫から**長期低利の融資**を受けられます。
- 設備投資の際、**税制上の優遇措置**が受けられます。
- その他、出荷契約の際の野菜法の特例、航空法・農地法に係る行政手続のワンストップ化が活用できます。

認定の対象となる事業活動については裏面へ ➡

生産方式革新実施計画の認定の対象となる事業活動

スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで
相当規模で行い、**農業の生産性を相当程度向上**させる事業活動

取組例



自動収穫機の活用



鉄コンテナを利用した
出荷方法の導入



営農管理システム
の活用



栽培にデータを活用※

※ 農業者が持つ生育状況等のデータから適切な栽培方法を分析・提案するサービス事業者等と連携し、分析結果に応じた栽培方法へ転換する等

相当規模（規模の要件）

本事業活動で取り組む品目について、以下のいずれかの規模で取り組むこと。

- ✓ 申請者の作付面積のおおむね過半
- ✓ 当該品目を生産する認定農業者※の全国平均の作付面積の5倍以上

※ 農林業センサスにおける認定農業者を指す。

データは最新の農林業センサス 農林業経営体調査報告書（抽出集計編）の値とする。

相当程度（計画の目標）

計画全体で農業の労働生産性*を5%以上向上させること。

*労働生産性…付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）／労働時間or取組人数

本事業実施前と比較し、**所得が維持**されること。
また、それが**正**となること。

実施期間

・原則5年以内

※ スマート農業技術には、次の①～③の全てを満たす技術が該当します。

- ① 農業用の機械・ソフト等に組み込まれる技術
- ② 情報通信技術を用いた技術
- ③ 農作業の効率化、負担軽減、経営管理の合理化等のための技術

連携するJAや食品事業者の取組も含めて計画認定を受けることで、**JAや食品事業者も予算事業のメリット措置や各支援措置を受けることができます。**

JAや食品事業者において、以下のいずれかに該当する取組が必要です。

① スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した製造等の方式の導入

（農業者が加工向け品種に転換し、鉄コンテナを搭載した自動収穫機で一斉収穫併せて食品事業者は農業者から収穫物を鉄コンテナで引き受け など）



② 農業者等から提供を受けたデータの有効な活用方法の導入

（農業者が収穫時期や量の予測技術を活用し、データを食品事業者と情報共有併せて食品事業者はデータをもとに、収穫時期の調整・施設稼働の平準化を実施 など）

③ 農業者等が行う農産物の選別、調製等の農作業の代替及び効率的な実施方法の導入

（農業者のスマート農業技術活用に伴う収量増等に対応するため、食品事業者が選果場を整備し農業者に代わり収穫後の選別等の作業を実施 など）



＜注意点＞ 設備等の導入を行う場合、当該設備が取り扱う**農産物の総調達量のおおむね過半**を、生産方式革新実施計画の農業者が生産する農産物から調達する必要があります。

